

特記仕様書 [1]

再生資源利用計画（実施）書及び再生資源利用促進計画（実施）書の提出

本工事は、建設副産物実態調査（センサス）の対象工事であり、請負者は「建設リサイクルデータ統合システム－CREIDAS－」により作成した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を1部（紙）施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。

工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、1部（紙）を完成書類に添付し、また、電子データをフロッピーディスク等により監督員に提出するものとする。
なお、入力した工事データは自社で1年間保管するものとする。

※ 「建設リサイクルデータ統合システム－CREIDAS－ [最新バージョン]」は下記の方法により入手することができる

- ・国土交通省ホームページからダウンロード

URL <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm>

この特記事項は、『土木工事共通仕様書 第1編 共通編 第1章 総則 1-1-20 建設副産物 第5項及び第6項』、『建設副産物処理基準 [5] 再生資源利用促進（計画・実施）書の提出』、および『再生資材利用基準 [7] 再生資源利用（計画・実施）書の提出』に代わるものとする。

特記仕様書 [2]

(建設発生土の処理)

第1条 建設発生土の搬出

建設工事の施工により発生する建設発生土は、初狩ストックヤード（甲州砕石㈱ 大月市初狩町下初狩151番地）に搬出することとする。

第2条 スtockヤードの利用手続き

ストックヤード利用規則によるものとする。

第3条 提出書類

処理を行ったものについては、写真を完成書類に添付して提出すること。